

# 座間市特産品・推奨品の新規募集

座間らしい魅力ある貴方のお店の商品を、『座間ブランド』として市民や観光客にアピールし、お店の販売促進につなげませんか！

座間市特産品等認定協議会では、2004(平成16)年以降、生産者のぬくもり、ふるさとを思わせる商品を座間市の特産品・推奨品として認定し、現在29品目の商品が認定されています。農産物や食品のみならず、工芸・民芸品等広く座間を元気にするご自慢の逸品のご応募をお待ちしています。

## 【認定基準】

- ①特産品：市内で生産された農産物等の一次産品又はそれらの農産物等を主原料として製造若しくは加工されたものとし、郷土を代表するとともに品質等に優れたもの。
- ②推奨品：市内で製造又は加工された食品若しくは工芸品及び農水産品。
- ③生産量及び供給体制が安定し、かつ市場で6ヶ月以上販売されているもの(農産物を除く)で、郷土を代表するとともに品質等に優れたもの。

## 【申請対象者】

市内に事業所を有する法人その他の団体又は市内に住所を有する個人事業者及び一般社団法人座間市観光協会の会員。

【募集受付期間】 **令和6年7月1日(月)～令和6年7月22日(月)午後5時まで**

## 【申請方法】

- ① 申請用紙は、座間市観光協会ホームページからダウンロード又は観光協会内の特産品等認定協議会事務局・座間市役所・座間市商工会・市商店会連合会窓口で入手し、期間内に特産品等認定協議会事務局(座間市観光協会内)に提出。
- ② 1事業所(店舗、団体)につき新規2点以内、申請料 1,000円(申請時に納入)

《参考》 ☆認定料：1品目 5,000円 ☆認定シール：1枚/3円(何れも認定後)

## 【審査機関】

市内の商工農団体・有識者・学識経験者・消費者・行政機関で構成される市特産品等認定審査委員会にて審査後、市特産品等認定協議会で認定いたします。

## 【認定によるメリット】

- ◎認定証・認定プレートの交付
- ◎各種イベント優先出店
- ◎各種メディアへの優先紹介
- ◎観光協会・市ホームページで紹介
- ◎特産品等パンフレットに掲載

【お問い合わせは】 座間市観光協会内**座間市特産品等認定協議会事務局**まで  
TEL：046-205-6515 FAX：046-205-6516  
座間市入谷東 3-60-5 小田急マルシェ座間II 2階  
Email：kankouzm@bh.wakwak.com  
<https://www.zama-kankou.jp>